

宇部市建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務
共同企業体取扱要領

平成22年11月9日制定

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建築関係建設コンサルタント業務及び土木関係建設コンサルタント業務（以下「業務」という。）の公募型指名競争入札方式に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の適正な運用を図り、業務の円滑かつ適正な履行を確保するため、業務ごとに結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の形態)

第2条 共同企業体の運営形態は各構成員の分担を定めず共同して履行する共同履行方式とする。

(対象業務)

第3条 共同企業体に入札の参加を認めることができる業務は、請負設計金額が1千万円以上の業務とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）のみで履行可能な業務の場合は、市内業者同士の組合せとする。
- (2) 市内業者のみでは対応できない業務の場合は、市内業者と市外に本店を有する者（以下「市外業者」という。）の組合せとする。
- (3) 市外業者でしか対応できない業務の場合は、市外業者同士の組合せとする。

2 前項第1号及び第2号において、市内業者の数が不足する場合は、市外業者で代替することができるものとする。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の全ての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 宇部市建設工事等請負業者選定要綱（平成6年4月1日制定）第7条に規定する名簿に登録されていること。
- (2) 同一業務において、単体企業として入札に参加する者でないこと。
- (3) その他業務ごとに必要として定める要件。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

2 共同企業体を結成した構成員は、同一業務において他の共同企業体の構成員になることはできない。

(出資比率)

第8条 出資比率は、共同企業体の全ての構成員が均等割の10分の6以上であるものとする。

(代表者)

第9条 共同企業体の代表者は、構成員中業務履行能力が最も大きいものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(その他)

第10条 この要領により難しい場合には、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会で協議して決定するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から施行する。